

償却資産 補足資料

1. 償却資産とは

工場や商店などの経営、駐車場やアパートの貸し付け、太陽光発電設備の所有など、事業を行う個人・法人が所有している、「事業の用に供することができる資産」をいいます。

償却資産は、以下のように「対象となるもの」と「対象とならないもの」があります。（地方税法第341条第4項）



※ 対象となるもの（具体例）

- ★構築物： 駐車場舗装、アパートの外構工事、堆肥舎、ビニールハウス
- ★機械及び装置： 太陽光発電設備、高圧洗浄機、梱包機、乾燥機、コンプレッサー
- ★器具及び備品： 医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット等）、エアコン、理容・美容機器、パソコン、コピー機、防犯カメラ など

※ 対象とならないもの

- ① 土地や家屋（固定資産税の課税対象） ② 無形固定資産（ソフトウェアなど）
- ③ 取得価額 10 万円未満で一時損金・必要経費に算入された少額償却資産
- ④ 取得価額 20 万円未満で事業年度ごとに 3 年間で一括償却する一括償却資産
- ⑤ 自動車税または軽自動車税の課税対象となる車両 など

2. 償却資産の申告について

対象者 (だれが)	償却資産を所有する個人及び法人 ※ 農業、アパート経営、建築業、サービス業、など業種を問わず
対象客体 (なにを)	益城町内に所有している償却資産 ※ 農機具、アパート外構、太陽光発電設備、パソコン、医療機器 など
賦課期日 (いつの時点の)	毎年 1 月 1 日
提出期限 (いつまでに)	毎年 1 月 31 日 （休日の場合は、翌開庁日）
税 額	対象資産の課税標準額すべての合計 × 1.4% ※対象資産の課税標準額すべての合計が150万円未満の場合、「免税点」となり、課税されません。
提出先	益城町役場 税務課 固定資産税係

1 月 1 日現在で償却資産を所有する個人・法人は、毎年 1 月 31 日までに償却資産の所在する市町村長に申告をする義務があります（地方税法第383条）。

3. 償却資産の調査について

償却資産申告内容の前年度比較、関係課との連携や現地調査などにより、内容確認や無申告者に対する調査を随時行っています。また、地方税法第354条の2の規定に基づき、税務署調査（国税関係書類の閲覧）も行っています。

上記の調査により、無申告・虚偽の申告が判明した場合は過料または罰金刑を科し、未申告期間については追加徴収を行うこともあります。必ず適切な申告をしてください。

4. 申告書について

申告書は、「償却資産申告書」と「種類別明細書」に分かれています。必要事項を記入し、提出をお願いします。また、地方税ポータルシステム（エルタックス）による申告も受け付けています。ぜひご活用ください。

※ 申告書は、押印不要です。

※ 資産が無い場合、備考欄に「資産なし」と記入し、提出してください。

